

八千代市ホームページ等への「子ども食堂」情報掲載要件

八千代市のホームページ及びやちよつながりマップに情報を掲載する子ども食堂は、以下の要件１・２のいずれにも該当すること。

１ 掲載依頼者の条件

次に掲げる要件のいずれにも該当する団体又は個人であること。

- (1) 子ども食堂を運営している団体又は個人であること。
- (2) 政治活動や宗教活動を目的としていないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的としていないこと。
- (3) 活動場所が八千代市内にあること。
- (4) 八千代暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団等又は同条第９条第１項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

２ 子ども食堂の運営の条件

運営する子ども食堂は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 子どもが参加できること。
- (2) 衛生管理について、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、八千代市を管轄する習志野健康保健センター（保健所）の指導・助言に基づき所要の衛生管理を行うとともに、必要に応じ飲食店営業の許可を取得すること。
なお、所要の衛生管理とは、主に以下の事項をいう。
 - ア 食中毒や食品事故等の防止
 - イ 自主衛生管理
 - ウ 食物アレルギー対策
 - エ 従事者に対する衛生管理に必要な教育の実施
- (3) 様々なリスクへの対応
 - ア 参加する児童への虐待や強制労働と認められる行為等を行わないこと。
また、参加者間で、いじめ、非行、児童虐待、児童への強制労働が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。
 - イ 参加者に政治活動、宗教活動、物品の売りつけ等を行わないこと。
また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。
 - ウ 防犯対策として、スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。
 - エ 台風時の開催の有無や災害時の避難場所の確認等の対策を講ずること。
 - オ 提供する食事が食物アレルギーに対応しているか否かについて参加者に明示すること。
- (4) 営利を目的としたものでないこと。

※ ホームページ等への掲載は、市が子ども食堂の運営に対し、許認可をするものではありません。